

10月から施設などの使用料・手数料が変わります

市では、「使用料・手数料の見直し方針（※）」により、原則として4年ごとに見直しを行い、負担の公平性を確保しています。

今回の見直しの結果、平成28年10月から、葬斎場、セラミックアートセンター、勤労者研修センターの使用料などを改定します。



●葬斎場：動物炉（収骨なし）の料金を新設します。（円）

区 分		現行	改定後
動物炉	収骨あり	4,100	現行どおり
	収骨なし	—	500

※1体あたり

●セラミックアートセンター：各室の使用料を増額改定します。（円）

区 分	現行	改定後
ガス窯	41,000	49,000
電気窯Ⅰ	2,600	2,800
電気窯Ⅱ	5,100	5,600

※専用使用、本焼きの場合

このほか、建築確認等手数料などの各種手数料についても改定します。

〔詳細〕 財政課 ☎ 381-1010

●勤労者研修センター：各室の料金を増額改定します。（円）

区 分	午前		午後		夜間		全日	
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
研修室1	1,200	1,400	1,600	1,900	1,900	2,100	4,700	5,400
研修室2	2,400	3,000	3,200	3,800	3,900	4,100	9,500	10,900
研修室3	600	700	800	900	1,000	1,100	2,400	2,700
研修室4	500	600	700	900	800	900	2,000	2,400

※使用料・手数料の見直し方針

- 基本方針**
- ①受益者負担の原則と公平性の確保：施設を利用する方が使用料などを負担することで、利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保。
 - ②算定方法の明確化：使用料、手数料は原則として原価×負担割合により算定。また施設により負担割合が異なります（例：公民館、体育館など…50%。各種手数料、陶芸窯など…100%。図書館、児童館など…0%）。
 - ③新料金の適用時期：条例改正年度の翌年度10月（一部を除く）。

改定額の限度 算出した額と現行の額に著しい差が生じた時は、急激な値上げ緩和のため、改定額の限度を設定。

見直しサイクル 原則4年ごと。